# 第8章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

# 8-1 大気質

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果(環境大気)

# <環境大気>

ST-1:対象事業実施区域

ST2~5:周辺地域

# 〇二酸化窒素

環境基準値(日平均値 0.04~0.06ppm)を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-1	0.019	0.071	0.031
ST-2~ST-5	0.007	0.035	0.011
	~0.008	$\sim$ 0.040	<b>∼</b> 0. 013

# 〇二酸化硫黄

環境基準値(日平均値 0.04ppm、1 時間値 0.1ppm)を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	
ST-1	0.001	0.008	0.002	
CT-2 ~ CT-5	0.000	0.003	0.001	
ST-2~ST-5	<b>∼</b> 0. 002	<b>∼</b> 0. 012	$\sim$ 0.004	

#### 〇浮遊粒子状物質

環境基準値 (日平均値 0.10mg/m³、1 時間値 0.20mg/m³) を下回っていた。

 $(mg/m^3)$ 

調査地点	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	
ST-1	0.018	0. 129	0.037	
CT_2 ~ .CT_5	0.016	0.049	0.028	
ST-2~ST-5	~0.020	~0.149	<b>∼</b> 0. 037	

#### 〇塩化水素

目標環境濃度(期間最高値 0.02ppm)を下回っていた。

(ppm)

調査	期間最高値				
地点	秋季	冬季	夏季		
ST-1	0.003	<0.001	<0.001	0.002	
ST-2	0.001	/0.001	<0.001	<0.001	
$\sim$ ST-5	<b>∼</b> 0.002	<0.001	\0.001	<b>∼</b> 0.002	

#### 〇ダイオキシン類

環境基準値 (年平均値 0.6pg-TEQ/m³) を下回っていた。

 $(pg-TEQ/m^3)$ 

調査地点	平均値	最高値
ST-1	0.026	0.049
ST-2∼ST-5	0.011~0.021	0.015~0.030

#### 〇水銀

指針値(年平均値40ng/m³)を下回っていた。

 $(ng/m^3)$ 

調査地点	期間平均値	期間最高値
ST-1	<0.01	<0.01
ST-2~ST-5	<0.01	<0.01

#### 〇微小粒子状物質

環境基準値(年平均値  $15 \mu \text{ g/m}^3$ 、日平均値  $35 \mu \text{ g/m}^3$ )を上回っていた。

 $(\mu \text{ g/m}^3)$ 

調査地点	期間平均値	日平均値の 最高値
ST-1	13.0	23. 1
ST-2∼ST-5	8.9~9.9	17.3~23.0

# 〇降下ばいじん

1.2~19.6mg/m³であった。

 $(mg/m^3)$ 

調査 地点	秋季	冬季	春季	夏季
ST-1	2.0	19.6	2.0	2.0
ST-2	1.2	5. 5	0.9	1.2
$\sim$ ST-5	~1.8	$\sim$ 14.9	$\sim 1.9$	~1.9

- 注 1)「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点(対象事業実施区域北側住宅地、東側住宅地、南側住宅地、西側住宅地及び東側住宅地)をまとめたものである。
  - 2)「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点(市道幹2号南側区間沿道)をまとめたものである。

#### 調査結果 (環境大気)

# <沿道大気>

ST-6: 市道幹2号南側区間沿道

# 〇二酸化窒素

環境基準値(日平均値 0.04~0.06ppm)を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間	1時間値	日平均値
	平均値	の最高値	の最高値
ST-6	0.008	0.050	0.012

# 〇浮遊粒子状物質

環境基準値 (日平均値 0.10mg/m³、1 時間値 0.20mg/m³) を下回っていた。

 $(mg/m^3)$ 

調査地点	期間	1時間値	日平均値
	平均値	の最高値	の最高値
ST-6	0.027	0.129	0.057

# 〇炭化水素

指針値 (午前6時から午前9時までの3時間平均値0.20ppmC~0.31ppmC) を下回っていた。

(Dmag)

調査地点	期間 平均値	期間 最高値	3 時間 平均値の 最高値
ST-6	0.23	0.52	0.30

#### <地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は東南東で、月平均風速は  $1.1\sim1.9$ m/s であった。また、月平均気温は  $4.1\sim28.4$ °、月平均湿度は  $44\sim77$ %、月平均日射量は  $8.7\sim19.1$ kW/m²、月平均放射収支量は $-2.8\sim-0.2$ kW/m²であった。

(対象事業実施区域)

調査地点	年間	秋季	冬季	春季	夏季
平均風速 (m/s)	1. 4	1.2	1. 5	1.6	1.2
最多風向	ESE	ESE	NW	ESE	ESE



# <上層気象>

対象事業実施区域上空において、計 224 回の調 査のうち89回(約40%)で逆転層が確認された。

# 全期間

	<u></u>				
	高度 (m)	50	100	150	200
	平均風速 (m/s)	3. 4	4.0	4.5	4. 7
	最多風向	NW	WNW	NW	NW
ĺ	平均気温	17. 9	17.6	17. 3	17.0

高度 (m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	4.8	4.8	5. 6	6. 7
最多風向	NW	NW	NW	W
平均気温	16. 3	14. 9	11.3	9.2

#### <交通量>

No.1: 市道幹 2 号南側区間沿道 No.2: 市道幹 2 号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。

# 交通量調査結果(12時間)

調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)	
	平日	北進	7, 663	45.8
No.1	十口	南進	7, 786	45. 5
100.1	休日	北進	5, 932	57. 1
	7/N FJ	南進	5, 491	56. 1
	平日	北進	8, 262	47. 0
No.2	7-1	南進	7, 738	46.6
1VO.Z	休日	北進	7,060	49. 3
	7/1 []	南進	5, 828	49. 1

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果(大気質(1))

#### <工事中>

# 〇建設機械の稼働(二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0. 0102	0. 0292
ST-2~ST-5	0.000001155~ 0.000002273	0.007001343~ 0.0080015

# 〇建設機械の稼働 (粉じん)

粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現 割合が小さい状況下で、粉じん対策(後掲「環境 の保全に関する配慮方針」参照)を実施すること から、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小 さく抑えられると予測される。

# ○資材運搬等の車両の走行 二酸化窒素

(年平均值:ppm)

		(
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.000001253	0.008001253
ST-2	0.000001256	0.008001256

# 浮遊粒子状物質

(年平均值: mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.0000003591	0. 0270003591
ST-2	0.0000003585	0. 0270003585

# <存在・供用時>

# 〇施設の稼働(二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0001000	0. 01911000
ST-2~ST-5	0.00001312~ 0.00002742	0.00701788~ 0.00802742
	(1 時間値: ppm)	
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.0585	0.0705

# 〇施設の稼働(二酸化硫黄)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0010900	0.0020900
ST-2~ST-5	0.0001304~	0.0001304~
31-2/~31-9	0.0002726	0.0021777
		(1 時間値:ppm)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.0585	0.0705

# 〇施設の稼働 (浮遊粒子状物質)

(年平均值:mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00026600	0. 01826600
ST-2~ST-5	0.00003181~ 0.00006648	0.01603181~ 0.02006317
	,	-11 11 1

(1 時間値: mg/m³)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0. 014176	0.04716

# 〇施設の稼働(塩化水素)

(年平均値:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00037300	0.00137300
ST-2~ST-5	0.00004453~	0.00104453~
31-2-31-9	0.00009308	0.00109308
		(1 時間値: ppm)
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.01784	0.01984

# 〇施設の稼働(水銀)

(年平均値:  $\mu$  g/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0. 00184471	0. 01184471
ST-2~ST-5	0.00002733~	0.01002733~
51 2 -51 5	0.00006141	0.01006141
	/ 1	n+ HH (++ / 3)

(1 時間値:  $\mu$  g/m<sup>3</sup>)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.010629	0. 020629

# 予測結果(大気質(2))

# 〇施設の稼働 (ダイオキシン類)

風下 310m

(年平均值:pg-TEQ/m³)

0.056441

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0. 00066600	0. 02666600
ST-2~ST-5	0.00007952~	0.01116620~
31-2/~31-9	0.00016620	0.02107952
	(1 時間	引値:pg-TEQ/m³)
最大着地濃度	寄与濃度	将来予測濃度

0.035441

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(二酸化窒素)

(年平均值:ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.000001253	0.008001253
No. 2	0.000001256	0.00801256

# 〇廃棄物運搬車両等の走行 (浮遊粒子状物質)

(年平均值: mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.0000005386	0. 0270005386
No. 2	0.0000005378	0.0270005378

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(炭化水素)

(6 時~9 時の年平均値: ppmC)

	, , ,	1 1 1 7
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.000004122	2. 300004122
No. 2	0.000004139	2. 300004139

#### 評価結果(大気質(1))

#### <工事中>

# ○建設機械の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。
- ・建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。
- ・建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の 維持に努める。等

#### 1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1)二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果 (日平均値の年間 98%値) は、環境保全目標との 整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は それ以下

#### (2) 粉じん

粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現 割合が小さい状況下で、粉じんの飛散による問題 が生じておらず、建設機械の集中稼働ができるだ け生じないような工事計画の検討、敷地境界に工 事用仮囲い等を設置する等の粉じん対策を実施す ることで、粉じんの飛散による周辺地域への影響 は小さく抑えられると予測される。

以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障 を及ぼさないこと

# ○資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を 検討する。
- ・ 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。
- ・資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等

#### 1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予 測結果(日平均値の年間98%値、2%除外値)は、 環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は それ以下
浮遊粒子状 物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下

# 評価結果 (大気質 (2))

#### <存在・供用時>

# 〇施設の稼働 (ばい煙の排出)

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼 玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵 守するとともに、定期的な測定、モニタリン グを実施し、適正な運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排 ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- ・焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定 した燃焼を行う。等

# 1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

# 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1)年平均値(年間98%値、2%除外値)

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保 全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全日標 (年平均値)

項目	環境保全目標
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm
	~0.06ppm 以下
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m³以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04μg/m³以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下

#### (2)1時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保 全目標との整合が図られていると評価した。

# ◇環境保全目標(1時間値)

項目	環境保全目標
二酸化窒素	0.2ppm 以下
二酸化硫黄	0.1ppm以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m³以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04μg/m³以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下

# 〇廃棄物運搬車両等の走行

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、 アイドリングストップ等のエコドライブを実 施するよう指導する。
- ・低排出ガス型車両の導入に努める。
- ・廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発 進や急加速を避けるなど適正な走行に努め る。等

# 1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

V	
項目	環境保全目標
	日平均値の年間 98%値が
二酸化窒素	0.04ppm から 0.06ppm までの
	ゾーン内又はそれ以下
。 浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10
仔姓私「扒彻貝	mg/m³以下
	午前6時~9時の3時間平均
炭化水素	値が 0.20ppmC~0.31ppmC 以
	下

# 8-2 騒音・低周波音

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果(環境騒音・道路交通騒音・低周波音)

# <環境騒音(敷地境界)>

敷地境界の等価騒音レベルと時間率騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準及び規制基準は適用されない。

 $(L_{Aeq}: dB(A))$ 

調査地点	区分	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
ST-1~ST-4	平日	56~60	51~56
31-1~31-4	休日	47~57	45~56

 $(L_5: dB)$ 

					(E <sub>5</sub> · GE)
調査	区	朝	昼間	夕	夜間
地点	分	6~	8~	19~	22~
地点	カ	8 時	19 時	22 時	6 時
ST-1~	平日	57~61	59~64	55~61	54~57
ST-4	休日	51~56	52~59	50~58	49~56

# <環境騒音(一般環境)>

一般環境の等価騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。

なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準は適用されない。

 $(L_{Aeq}:dB(A))$ 

調査地点	区分	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
CT 7- CT 10	平日	57~67	52~61
ST-7∼ST-10	休日	51~60	49~55

# <道路交通騒音>

平日と休日で大きな差はなかった。

なお、ST-6 は幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準を下回っており、ST-5 は工業専用地域であるため、環境基準は適用されないが、ST-6と同等の結果であった。

 $(L_{Aeq}: dB)$ 

調査地点	区分	昼間 6~22 時	環境基準
ST-5	平日 休日	69 68	_
ST-6	平日 休日	69 69	70

# 7時~19時の測定結果

#### <低周波音>

既存施設の稼働時における低周波音は、G 特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回っていた。

# OG 特性等価音圧レベル

(dB)

調査地点	区分	全日 0~24 時
CT 1 - CT 4	平日	76~80
ST-1~ST-4	休日	72~80
閾値		100

- 注1) G 特性…1~80Hz の低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性(ISO 7196)
  - 2) 閾値とは、ISO 7196 において平均的な被験者が知 覚できるとされる音圧レベル。

# <交通量>

No.1: 市道幹 2 号南側区間沿道 No.2: 市道幹 2 号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった

#### 交诵量調查結果(12時間)

大型重胸重相术(12 引用)				
調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)	
	平日	北進	7,663	45.8
No.1	1	南進	7, 786	45. 5
100.1	<i>H</i> - D	北進	5, 932	57. 1
休日	南進	5, 491	56. 1	
	平日	北進	8, 262	47.0
No.2	+ 1	南進	7, 738	46.6
1NO.Z	休日	北進	7,060	49.3
	NLH	南進	5,828	49. 1

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (騒音·低周波音)

# <工事中>

# 〇建設機械の稼働 (建設作業騒音)

(dB(A))

予測地点	寄与騒音 レベル	将来騒音レベル	自主 規制値
ST-1~ST-4	73~77	74~77	85

# ○資材運搬等の車両の走行(道路交通騒音)

(dB(A))

予測 地点	寄与騒音 レベル	将来騒音レベル	自主 規制値
ST-5	49	69	70
ST-6	47	69	70

注 1) 昼間 (7 時~19 時:12 時間) の等価騒音レベル。 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は環境基準を示す。

# <存在・供用時>

# 〇施設の稼働(工場騒音)

【平日】

(dB(A))

	朝	昼間	夕	夜間
予測地点	6~	8~	19~	22~
	8 時	19 時	22 時	6 時
寄与騒音レベル	24~	24~	24~	24~
ST-1~ST-4	58	58	58	58
将来騒音レベル	58~	59~	56~	54~
ST-1~ST-4	61	64	61	59
自主規制値	65	70	65	60

# 【休日】

(dB(A))

	朝	昼間	夕	夜間
予測地点	$6\sim$	8~	19~	22~
	8 時	19 時	22 時	6 時
寄与騒音レベル	24~	24~	24~	24~
ST-1~ST-4	58	58	58	58
将来騒音レベル	52~	53~	51~	51~
ST-1~ST-4	59	59	59	59
自主規制値	65	70	65	60

# 〇施設の稼働(周辺地域)

【平日】

(dB(A))

		(uD(A))
予測地点	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
寄与騒音レベル ST-7~ST-10	38~55	38~55
将来騒音レベル ST-7~ST-10	58~67	54~ <u>62</u>
自主規制値	70	60

注) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。

# 【休日】

(dB(A))

予測地点	昼間 6~22 時	夜間 22~6 時
寄与騒音レベル ST-7~ST-10	38~55	38~55
将来騒音レベル ST-7~ST-10	53~61	52~58
自主規制値	70	60

# 〇施設の稼働(低周波音)

施設の稼働時における低周波音(G 特性音圧レベル)は、人が感じ始める閾値(100dB)を下回り、1/3 オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(道路交通騒音)

 $(L_{Aea}: dB(A))$ 

			(L'Aeq	. ub (n)
予測	地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値
ST-5	平日	54	69	
31 0	休日	54	68	70
ST-6	平日	54	69	70
31-0	休日	54	69	

注 1) 昼間 (7 時~19 時:12 時間) の等価騒音レベル。 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は環境基準を示す。

# 評価結果(騒音・低周波音(1))

#### <工事中>

#### 〇建設機械の稼働 (建設作業騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機 種を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよ うな工事計画を検討する。
- 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持 する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施するこ とにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、 実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価 した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設作業騒音レベルの予測 結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たし ており、環境保全目標との整合が図られていると 評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	特定建設作業騒音に係る規制基準 に準じて設定した自主規制値 (L <sub>a5</sub> ) : 敷地境界で85dB以下

#### ○資材運搬等の車両の走行(道路交通騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則と して日曜日は走行せず、走行時間は午前8時 から午後6時までの運行計画とする。なお、 運行計画の時間帯を変更する場合には、事前 に周知を図る。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中 しないよう計画的な運行管理に努める。
- 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施するこ とにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の 影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減され ると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目 標とした騒音に係る環境基準及び自主規制値を満 たしており、環境保全目標との整合が図られてい ると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標	
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値(L <sub>Aeq</sub> ):(昼間)70dB以下(夜間)65dB	

#### く存在・供用時>

#### 〇施設の稼働(工場騒音)

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機 種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物 内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止 に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距 離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備 機器の配置を検討する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施するこ とにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行 可能な範囲内でできる限り低減されると評価し た。

# 2 基準・目標等との整合の観点

#### ①敷地境界

将来騒音レベルの予測結果は、全ての地点で、 各時間帯の自主規制値を満たしていることから、 環境保全目標との整合が図られていると評価し

# ②周辺地域

将来騒音レベルの予測結果は、ST-7の平日及び 休日の昼間、ST-9の休日昼間、ST-10の平日昼間 を除き、自主規制値を超過する結果となった。

しかし、自主規制値を超過した地点のうち、ST-7の休日夜間、ST-8の休日昼間を除いては、現況 騒音レベルが自主規制値を超過している。また、 現況騒音レベルから将来騒音レベルの増加量は、0 ~3dBと小さいことから、現況との変化は小さいと 考えられる。

以上により、環境保全目標との整合が図られて いると評価した。

#### 評価結果(騒音·低周波音(2))

#### ◇環境保全日標

<b>▽</b> ¼%パエロバ				
項目	環境保全目標			
騒音レベル	<ul> <li>・特定工場等に係る規制基準に準じて設定した自主規制値(L<sub>A5</sub>)敷地境界:(朝・夕)65dB以下(昼間)70dB以下(夜間)60dB以下・環境基準に準じて設定した自主規制値(L<sub>Aeq</sub>):(昼間)65dB以下(夜間)60dB以下</li> </ul>			

#### 〇施設の稼働(低周波音)

#### 環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、 実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価 した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標とした「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づく感覚閾値、並びに建具ががたつき始める閾値を下回っており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

# ◇環境保全目標

項目	環境保全目標		
低周波音 音圧レベル	<ul> <li>・(感覚閾値) G 特性音圧レベル</li> <li>: 100dB</li> <li>・(建具ががたつき始める閾値)</li> <li>1/3 オクターブバンド音圧レベル</li> <li>: 5Hz: 70dB、10Hz: 73dB、20Hz: 80dB、40Hz: 93dB、50Hz: 99dB</li> </ul>		

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(道路交通騒音)

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中し ないよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・ 整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、 適正な走行に努める。等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通騒音の環境基準及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全日標

項目	環境保全目標
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する 空間の環境基準、またはそれに準 じて設定した自主規制値(L <sub>Aeq</sub> ) :(昼間)70dB以下 (夜間)65dB以下

# 8-3 振動

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果 (工場振動·道路交通振動)

# <環境振動(敷地境界)>

敷地境界の環境振動は、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による振動が要因になっているものと考えられる。

なお、振動に環境基準はなく、調査地点は工業 専用地域であるため、規制基準も適用されない。

 $(L_{10} : dB)$ 

調査地点	区分	昼間 8~19 時	夜間 19~8 時
CT 1 - CT 4	平日	30~45	<25∼37
ST-1~ST-4	休日	<25∼38	<25∼34

# <道路交通振動>

ST-6 は要請限度を下回っており、ST-5 は工業専用地域であるため、道路交通振動の要請限度は適用されないが、ST-6 と同等の結果であった。

 $(L_{10} : dB)$ 

			(-10 /
調査地点	区分	昼間 8~19 時	夜間 19~8 時
CT F	平日	38	38
ST-5	休日	31	32
CT. C	平日	38	38
ST-6	休日	38	39
要請限度		65	60

- 注1) 夜間の値は、7~8 時の1時間値を示した。
- 注 2) 昼間の値は、 $8\sim19$  時までの各時間の $L_{10}$ の算術平均値である。

# <交通量>

No.1:市道幹2号南側区間沿道 No.2:市道幹2号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった

# 交通量調査結果(12時間)

調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)	
	平日	北進	7, 663	45.8
M- 1	十口	南進	7, 786	45. 5
No.1	休日	北進	5, 932	57. 1
		南進	5, 491	56. 1
	平日	北進	8, 262	47. 0
No.2	7-1	南進	7, 738	46. 6
	休日	北進	7,060	49. 3
		南進	5,828	49. 1

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (振動)

# <工事中>

# 〇建設機械の稼働 (建設作業振動)

 $(L_{10} : dB)$ 

予測地点	寄与振動 レベル	将来振動 レベル	自主 規制値
ST-1~ST-4	58~69	58~69	75

# ○資材運搬等の車両の走行(道路交通振動)

 $(L_{10} : dB)$ 

				(-10)
予測地点		寄与振動 レベル	将来振動 レベル	自主 規制値
CT F	平日	3	38	70
ST-5	休日	3	38	65
ST-6	平日	5	38	65
21-0	休日	8	38	60

注 1) 夜間の予測結果は 7~8 時の予測値、昼間の予測結 果は 8~19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。 注 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

# <存在・供用時>

# 〇施設の稼働(工場騒振動)

# 【平日】

 $(L_{10}: dB)$ 

		` 10 /
予測地点	昼間	夜間
寄与振動レベル ST-1~ST-4	49~59	49~59
将来振動レベル ST-1~ST-4	50~59	49~59
自主規制値	65	60

# 【休日】

 $(L_{10}:dB)$ 

予測地点	昼間	夜間
寄与振動レベル ST-1~ST-4	49~59	49~59
将来振動レベル ST-1~ST-4	49~59	49~59
自主規制値	65	60

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(道路交通振動) 【平日】

 $(L_{10} : dB)$ 

(210: 42)				
予測	地点	寄与振動 レベル	将来振動レベル	自主 規制値
ST-5	昼間	20	38	70
31-9	夜間	3	38	65
ST-6	昼間	23	38	65
21-0	夜間	5	38	60

注1) 夜間の予測結果は7~8 時の予測値、昼間の予測結果は8~19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。 注2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

# 【休日】

 $(L_{10}: dB)$ 

` 10 /				
予測地点		寄与振動	将来振動	自主
1. 任1	地点	レベル	レベル	規制値
ST-5	昼間	20	31	70
51-5	夜間	2	32	65
ST-6	昼間	24	38	65
21-0	夜間	6	39	60

注 1) 夜間の予測結果は 7~8 時の予測値、昼間の予測結 果は 8~19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。 注 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

# 評価結果(振動(1))

#### <工事中>

#### 〇建設機械の稼働(建設作業振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。
- 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持 する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、 実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価 した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設機械の稼働に伴う建設 作業振動レベルの予測結果は、環境保全目標とし た自主規制値を満たしており、環境保全目標との 整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標	
振動レベル	特定建設作業振動に係る規制基準 に準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) : 敷地境界で 75dB 以下	

#### ○資材運搬等の車両の走行(道路交通振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則と して日曜日は走行せず、走行時間は午前8時 から午後6時までの運行計画とする。なお、 運行計画の時間帯を変更する場合には、事前 に周知を図る。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中 しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通振動の要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
振動レベル	道路交通振動の要請限度、または それに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-5 (工業専用地域) :(昼間) 70dB以下 (夜間) 65dB以下 ST-6 (第1種住居地域) :(昼間) 65dB以下 (夜間) 60dB以下

#### <存在・供用時>

# 〇施設の稼働(工場振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。
- ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。
- ・設備機器は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における将来振動レベルの予測結果 は、全ての地点で、各時間帯の自主規制値を満た していることから、環境保全目標との整合が図ら れていると評価した。

項目	環境保全目標		
振動レベル	・特定工場等に係る規制基準に準 じて設定した自主規制値(L <sub>10</sub> ) 敷地境界:(昼 間)65dB以下 (夜 間)60dB以下		

# 評価結果(振動(2))

# 〇廃棄物運搬車両等の走行(道路交通振動)

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中し ないよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・ 整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、 適正な走行に努める。等

# 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇境境保宝日付	日悰		
項目	環境保全目標		
振動レベル	道路交通振動の要請限度、または それに準じて設定した自主規制値 (L <sub>10</sub> ) ST-5 (工業専用地域) :(昼間) 70dB 以下 (夜間) 65dB 以下 ST-6 (第1種住居地域) :(昼間) 65dB 以下 (夜間) 65dB 以下		

# 8-4 悪臭

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果 (悪臭)

# <悪臭(敷地境界及び最大着地濃度出現地点)>

		冬季		
	調査項目		ST-2 風下	ST-3
	調査年	令和3年	令和3年	令和3年
	調査月日	2月25日	2月25日	2月25日
	採取時刻	14:37	15:03	13:57
	天候	晴れ	晴れ	晴れ
	風向(16方位)	南東	南東	南東
	風速 (m/s)	0.8	0.7	0.5
	気温 (℃)	16.2	13.7	16. 5
	湿度 (%)	15.4	18.3	15.3
	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03
	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001
	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002
	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001
	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
特	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
定	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002
悪	ノルマルバレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
臭	イソバレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003
物	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09
質	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3
(ppm)	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1
	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1
	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04
	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1
	プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
官能 試験	臭気指数 (臭気強度)	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)

		夏季		
	調査項目		ST-2 風下	ST-3
	調査年	令和3年	令和3年	令和3年
	調査月日	8月19日	8月19日	8月19日
	採取時刻	14:38	13:59	15:13
	天候	晴れ	晴れ	晴れ
	風向(16方位)	南	南東	南東
	風速 (m/s)	0.7	0.7	0.4
	気温 (℃)	38. 5	38. 4	35. 3
	湿度 (%)	40.7	40.8	42.6
	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03
	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001
	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002
	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001
	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
特	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
定	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002
悪	ノルマルバレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
臭	イソバレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003
物	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09
質	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3
(ppm)	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1
	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1
	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04
	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1
	プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
官能 試験	臭気指数 (臭気強度)	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果(悪臭)

#### <存在・供用時>

# 〇施設の稼働 (悪臭の漏洩)

施設からの悪臭の漏洩を防止するため、悪臭の発生が考慮されるごみ受入ピットのシャッターは、搬入時以外は閉鎖し、プラットホーム出入口のシャッターも搬入車両出入時以外は閉鎖する。

ごみ受入ピット及びプラットホームは、負圧構造のため、悪臭の建物外への漏洩はほとんどないと考えられる。さらに、環境保全措置に示した悪臭対策を実施することから、施設から漏洩する悪臭による環境への影響は小さいものと予測される。

#### │ │ ○排気筒から排出される排ガス

最大着地濃度出現地点は、排気筒の風下側約770mに出現し、約17,000倍に希釈される。また、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会)に示されている、ダイオキシン類発生防止のための燃焼温度及び時間(850℃で2秒以上)を遵守する。多くの特定悪臭物質(アンモニア、メチルメルカプタン等)の臭気は、上記燃焼温度では分解等によりなくなることが想定されることから、発生する特定悪臭物質濃度は極めて小さいと予測される。

予測項目	将来予測濃度
臭気濃度	0. 05741
(臭気指数)	(10 未満)

# 評価結果(悪臭)

# <存在・供用時>

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。
- ・施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏 洩を防止する。
- ・燃焼温度等を監視し適正な運転管理を行うことにより、安定燃焼を確保する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

施設の稼働にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、ごみピット内の臭気を燃焼用空気として吸引し、また、施設停止時には脱臭装置により臭気が排出されないようにするほか、様々な悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画である。

以上により、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

#### ◇環境保全日標

項目     環境保全目標       [敷地境界]     臭気指数 18 以下       臭気指数 15 以下				
臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点]	項目	環境保全目標		
	臭気指数	臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点]		

# 8-5 土壌

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果(土壌)

# <土壌の状況>

ST-1:対象事業実施区域南側 ST-2:対象事業実施区域西側

対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準を下回っていた。

# 〇土壌調査結(ST-1)

(mg/L)

		(mg/L)
項目	分析結果	環境基準
カドミウム	<0.001	0.003以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
有機燐	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.005	0.05以下
砒素	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
РСВ	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004以下
1, 1-シ゛クロロエチレン	<0.002	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	<0.0005	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01以下
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	0.003以下
チオヘ゛ンカルフ゛	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	0.01以下
セレン	<0.001	0.01以下
ふっ素	<0.2	0.8以下
ほう素	<0.1	1以下
1, 4-ジオキサン	<0.005	0.05以下

# 〇土壌調査結果(ST-2)

(mg/L)

項目	分析結果	環境基準
カドミウム	<0.001	0.003以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
有機燐	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.005	0.05以下
砒素	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
РСВ	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004以下
1, 1ーシ゛クロロエチレン	<0.002	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01以下
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	0.003以下
チオヘ゛ンカルフ゛	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	0.01以下
セレン	<0.001	0.01以下
ふっ素	<0.2	0.8以下
ほう素	<0.1	1以下
1, 4-ジオキサン	<0.005	0.05以下

# 〇土壌調査結果 (ダイオキシン類)

(pg-TEQ/g)

項目	分析結果	環境基準
ST-1	230	1 000 17 5
ST-2	60	1,000以下

# <土地利用の履歴>

ST-1:対象事業実施区域、ST-2~5:周辺地域(大気質調査地点と同じ)

	土地利用の履歴(空中写真による確認結果:対象事業実施区域)
ST-1	1969 年:荒地、1980 年:荒地、1990 年:工場、1999 年:工場、2002 年:工場
ST-2	1960年:民家、1969年:民家、1974年:民家、1986年:民家、1999年:民家
ST-3	1960年:民家、1975年:民家、1986年:民家、1999年:民家
ST-4	1960年:農耕地、1969年:農耕地、1990年:民家及び農耕地、2002年:民家及び農耕地
ST-5	1960年:農耕地、1974年:民家及び農耕地、1986年:民家及び農耕地、1999年:民家及び農耕地

#### 2. 予測結果の概要

# <存在・供用時>

# ○施設の稼働

土壌の調査結果によると、対象事業実施区域内における土壌中のダイオキシン類の濃度は「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を下回っていた。また、周辺地域の予測地点における土地利用の履歴では、1960年代から近年まで民家や農耕地として利用されており、土壌汚染の原因となるような事業活動は営まれていない。このことから予測地点における土壌汚染の汚染のおそれは少ないと推測される。

ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の 予測結果(寄与濃度)は、すべての地点(ST-2~ ST-5)及び最大着地濃度出現地点で環境基準 (0.6pg-TEQ/m³)を下回っていた。

以上により、施設の稼働に伴い排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、周辺地域における土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。

# 予測結果(土壌)

#### 〇ダイオキシン類 (大気質)

予測地点	ばい煙の排出に よる寄与濃度 (pg-TEQ/m³)	将来予測濃度 (pg-TEQ/m³)
最大着地濃度 出現地点	0. 00065500	0. 02665500
周辺地域予測地点	0.00007927~	0.01116580~
(ST-2∼ST-5)	0.00016580	0. 02107927

注)「ばい煙の排出による寄与濃度」は、施設からの寄与 濃度を示したものであり、それにバックグラウンド濃度 を加算して、将来予測濃度を示している。

# 3. 評価結果の概要

# <存在・供用時>

# ○施設の稼働

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の 排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を 設けて、モニタリングを実施しながら、適正 な運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス 中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。
- ・施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制の ため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用す る。

#### 1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

評価結果(土壌)

周辺地域における調査結果によると、全ての調査地点でダイオキシン類による土壌汚染のおそれは少ないと推測され、施設が稼働した場合の影響については、排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類が、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
	「ダイオキシン類の環境基準を満 足すること」
土壌	「対象事業実施区域及びその周辺 地域の土壌を著しく悪化させな
	いこと」

#### 8-6 動物

#### 1. 調査結果の概要

#### \_\_\_\_\_ <動物相>

調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。

#### ○動物相の確認状況

項目	確認種数
哺乳類	3目5科5種
鳥類	10 目 21 科 30 種
爬虫類	1目2科2種
両生類	1目2科2種
昆虫類	14 目 97 科 243 種

# 調査結果(動物)

現地調査で確認された種の中から、保全すべき 種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。

#### ○注目すべき種の確認状況

く保全すべき種>

項目	確認種数
哺乳類	0種(該当なし)
鳥類	2目2科2種
爬虫類	1目2科2種
両生類	0種(該当なし)
昆虫類	4目4科4種

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (動物)

# <工事中、存在・供用時>

#### 〇生息環境の消失

保全すべき動物種のうち、対象事業実施区域内 で確認されたのは、上空を通過したハヤブサのみ であった。ハヤブサの営巣適地は高層建造物や崖 の岩棚などであることから当地を繁殖地に選定さ れることは考えにくい。

以上のことから、生息地の消失または生息環境の減少による影響は極めて少ないと予測された。

# ○移動経路の分断、騒音・振動、光環境の変化

低減措置として、工事中では使用建設機械及び 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動の発生 抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の 配置による光環境への影響の低減措置を実施す る。

代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地 (植栽)は、在来種を中心とし、高木、中・低木 を組み合わせて多層構造となるように植樹する。 以上のことから、生息環境への影響は、極めて 小さいと予測された。

# 3. 評価結果の概要

#### 評価結果 (動物)

# <工事中・存在・供用時>

- ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・
- ・造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用 を徹底するとともに、集中稼働ができる限り 生じないような工事計画を検討する。
- ・ 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。
- ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 等

#### 1 影響の回避・低減の観点

保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償

されるものと評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する 可能性がある。そのため、代償措置として、対象 事業実施区域内の樹林地(植栽)は在来種を中心 とし、高木、中・低木を組み合わせて多層構造と なるように植樹する計画であり、動物の生息環境 が創出されると考えられる。

保全すべき動物種の生息環境の質的変化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減(代償)が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
動物	「保全すべき動物種の生息環境を 保全すること」

# 8-7 植物

# 1. 調査結果の概要

# <植物相>

調査地域内において、74 科 212 種の植物が確認 された。

#### <植生>

調査地域の植生図は、下図に示すとおりであった



# 調査結果(植物) | <保全すべき種>

現地調査で確認された種のうち、保全すべき種 に該当する種はなかった。

# 2. 予測結果の概要

# <工事中、存在・供用時>

# 〇生育環境の消失

工事中は、群落の消失や生育環境の面積減少といった直接的な影響が想定されるが、存在・供用時は、在来種を中心に植栽され、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することから、影響は小さいと予測された。

なお、現地調査で確認された種のうち、保全すべき種に該当する種はなかった。

# 予測結果 (植物)

#### 〇光環境の変化

工事中は、夜間において照明による光環境の変化はないか、あっても極めて小さいと考えられ、存在・供用時は高層建築物の建設予定はなく、高所からの照明による影響は想定されない。

また、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地 を設けるため、対象事業実施区域内の照明による 植物の生育環境への影響は極めて小さいと予測さ れた。

# 評価結果 (植物)

# <工事中、存在・供用時>

# ○造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。
- ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工 的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境 の調和を考慮する。等

# 1 影響の回避・低減の観点

事業の実施により現存する植生や群落の一時的 な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮 方針」を実施することにより、影響の低減及び新 たな生育環境の創出が期待できる。

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り 低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創 出により代償されると評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、現存する植生や群落の一時的な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、植物種への影響の低減(代償)が期待できることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
植物	「植生及び群落の生育環境を保全 すること」

# 8-8 生態系

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果(生態系)

# <着目種の抽出状況>

上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。

# ○着目種の抽出結果

区分	着目種
上位性	モズ
典型性	ニホンカナヘビ
特殊性	ギンヤンマ

# <着目種の確認状況>

#### モズ

低地の集落周辺の林、河原や農耕地、公園、広い庭等にみられる。両生爬虫類や昆虫類、時には小鳥も追う。

現地調査では、各公園や調整池周辺にて高鳴きする姿が多くみられた。現地調査でみられた両生 爬虫類や昆虫類が餌資源として機能することから、上位性を示す種として選定する。

# ・ニホンカナヘビ

低地から山地にかけて広範囲に生息するが、低地や丘陵地で多く見られる。草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。

現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。

#### ・ギンヤンマ

平地から低山地の開放的な池沼、湿地、河川の 淀みなどにみられる。開水面上でホバリングを交 えて縄張り飛翔する。移動力が大きく、様々な水 域に出現する。

現地調査では、調整池内で縄張りを形成したり、公園内を飛翔する個体が確認された。調査範囲内でのごく限られた場所が水域となっていることから特殊性を示す種として選定する。

#### 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (生態系)

#### <工事中、存在・供用時>

# ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ 造成等の工事、施設の存在

予測地域(対象事業実施区域から250m)の大部分は工場地帯など人工構造物(26.32ha、87.44%)の環境類型区分であり、次いで樹林地(公園・工場樹林地)が7.21%を占めている。対象事業実施区域外に草地の典型性を示すメヒシバ群落等が存在し、対象事業実施区域周辺においてニホンカナヘビ、ギンヤンマ等が確認された。これらを捕食する上位種としてモズが広く生息していた。

これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により質が変化すると予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ニホンカナヘビやヒガシニホントカゲ等の近隣の生息場を移動しながら個体群を維持して、移動経路の分断による影響が一時に生じ、それらを餌とするように若干の変化が予測される。なおお、騒気の質的変化が予測される。なおな生息・振動の変化による間接的な影響によるの調整では、対象事業実施区域からも一定変化質の変が無く、対象事業実施区域からも同定での変が無く、対象事業として、対象事業とでの生息環境であることから、考えられる。一方、光環境やていると考えられる。

#### ・モズ

確認地点は、中折之口公園・松原公園に隣接する調整池周辺であった。対象事業実施区域に隣接した場所であり、直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼動等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。

ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の 重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により 影響は低減される。確認地点が改変の無い公園及 び調整池ということもあり、本種の生息に影響は 極めて低いと考えられる。

#### ・ニホンカナヘビ

確認地点は、対象事業区域外の街路樹及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼動等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。

ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の 重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により 影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低い と考えられる。

# ・ギンヤンマ

確認地点は、対象事業区域外の調整池及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼動等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。

ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の 重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により 影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低い と考えられる。

#### 評価結果 (生態系)

#### <工事中、存在・供用時>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ 造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用 を徹底するとともに、集中稼働ができる限り 生じないような工事計画を検討する。
- ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。
- ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設 け、影響を低減する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

着目種を中心とする対象事業実施区域内の動物、植物及び生態系にとって最も影響の大きい、生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、対象事業実施区域の環境を事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、特別な回避及び低減措置、最小化の必要性は低いと判断された。

低減措置として、工事中では使用建設機械及び 資材運搬等の車両からの騒音・振動の発生抑制を 実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置に よる光環境への影響の低減措置を実施する。

代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地 (植栽)は、在来種を中心とし、高木、中・低木 を組み合わせ多層構造となるように植栽すること で、植物の新たな生育基盤が整備されるととも に、動物の採餌環境や移動経路として利用される ことが期待でき、生息環境が創出されると考えら れる。

また、近隣で生息確認されており上位種に設定したモズについては、本種の移動能力の大きさ、使用建設機械の配慮、資材運搬等の車両の運行管理や緑地整備等の回避、低減及び代償措置の実施等により、予測地域における生息環境への影響を低減できるとともに、本着目種を上位種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる

以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の整備及びそれに伴う動物の生息環境の創出により代償されると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、樹林地の環境の一部が消失する。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせて多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。

着目種等の生息・生育環境の質的変化に対しては環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、着目種等への影響の低減(代償)が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

	~~~
項目	環境保全目標
生態系	「着目種の生息・生育環境を保全 すること」

# 8-9 景観

# 1. 調査結果の概要

# <眺望景観>

調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。

•ST-1:対象事業実施区域北西

対象事業実施区域からの距離:約100m



近景は、市道幹2号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。

• ST-2: 対象事業実施区域南西

対象事業実施区域からの距離:約100m



近景は、市道幹2号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植 栽帯が確認される。

·ST-3:対象事業実施区域南東

対象事業実施区域からの距離:約230m



近景は、市道幹 I-120 号及び隣事業所の建物、 植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区 域の既存植栽帯が確認される。

# 調査結果(景観) - ST-4:対象事業実施区域北東

対象事業実施区域からの距離:約180m



近景は、隣事業所の植栽帯で構成されており、 中景に隣接事業所の建物が確認される。

#### • ST-5: 松原公園

対象事業実施区域からの距離:約200m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。

#### ·ST-6:中林公園

対象事業実施区域からの距離:約330m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物が確認される。

# 調査結果 (景観)

• ST-7: 中折之口公園 対象事業実施区域からの距離:約300m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物が確認される。

・ST-8: **深谷市上柴町東6丁目13-5付近** 対象事業実施区域からの距離: 約540m



近景は、市道幹2号及び工業団地の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植 栽帯が確認される。

• ST-9: **深谷市折之口 399-1 付近** 対象事業実施区域からの距離:約 910m



近景は、畑地で構成されており、中景に工業団 地の植栽帯が確認される。

• ST-10: 上柴中央公園

対象事業実施区域からの距離:約1,500m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。

• ST-11: 熊谷市文化創造館さくらめいと 対象事業実施区域からの距離:約3,000m



近景は、施設の植栽帯で構成されており、中景 に水田及び住宅地が確認される。

• ST-12: **道の駅かわもと** 対象事業実施区域からの距離:約1,900m



近景は、施設の駐車場で構成されており、中景 に畑地及び住宅地が確認される。

• ST-13: 仙元山公園 対象事業実施区域からの距離:約2,200m



近景は、施設の敷地で構成されており、中景に 施設の植栽帯が確認される。

# 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (景観)

<存在・供用時>

〇施設の存在 (眺望景観)

• ST-1: 対象事業実施区域北西



施設が沿道から視認できるようになる。施設の 色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県 景観計画に基づく色彩の制限基準を順守すること から、工業団地内における眺望景観への影響は小 さいと予測される。

#### ·ST-2:対象事業実施区域南西



施設が沿道から視認できるようになる。施設の 色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県 景観計画に基づく色彩の制限基準を順守すること から、工業団地内における眺望景観への影響は小 さいと予測される。

#### • ST-3: 対象事業実施区域南東



施設が沿道から視認できるようになる。施設の 色彩は周辺環境と調和する色彩を採用し、埼玉県 景観計画に基づく色彩の制限基準を順守すること から、工業団地内における眺望景観への影響は小 さいと予測される。

# ·ST-4:対象事業実施区域北東



施設が沿道から僅かに視認できるようになる。 大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、 眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測され る。

# •ST-5: 松原公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、も しくは時期によって枝葉の間から僅かに視認でき る程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さ いと予測される。

#### • ST-6: 中林公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、も しくは時期によって枝葉の間から僅かに視認でき る程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さ いと予測される。

# 予測結果 (景観)

# ·ST-7:中折之口公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、も しくは時期によって枝葉の間から僅かに視認でき る程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さ いと予測される。

#### • ST-8: 深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近



対象事業実施区域は手前の電信柱等の構造物や 樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、 影響はほとんどない。

# ·ST-9: 深谷市折之口 399-1 付近



施設の左側事務所棟が視認できるようになる が、その他は手前の樹木や事業所の構造物等に遮 られる。対象事業実施区域から約910m離れている ことから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと 予測される。

# ·ST-10: 上柴中央公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる。ま た、計画地から約1,500m離れていることから、眺 望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと 予測される。

# ・ST-11: 熊谷市文化創造館さくらめいと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮ら れる。また、計画地から約3,000m離れていること から、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて 小さいと予測される。

# • ST-12: 道の駅かわもと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮ら れる。また、計画地から約1,900m離れていること から、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて 小さいと予測される。

# • ST-13: 仙元山公園



対象事業実施区域は手前の手前の樹林に遮られ る。また、計画地から約2,200m離れていることか ら、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小 さいと予測される。

# 評価結果 (景観)

# <工事中、存在・供用時>

# 〇施設の存在

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・圧迫感を与えないように、できる限り敷地境 界から離すなどの施設形状及び配置計画に努 める。
- ・建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。
- ・建物の色彩については、川口市景観計画の景 観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と 調和するよう工夫する。等

# 1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した

# 2 基準・目標等との整合の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
景観	「周辺の景観との調和が図られる こと」

# 8-10 自然とのふれあいの場

# 1. 調査結果の概要

# 調査結果(自然とのふれあいの場)

# <自然とのふれあいの場の概況>

ST-1: 松原公園



- ・対象事業実施区域の北東側約 200m の地点に位置 する。
- ・ベンチ、遊具 (ブランコ、砂場、鉄棒)、水道が設置されている。
- 駐車場は無い。
- 外周に緑地が設けられている。

#### ST-2:中折之口公園



- ・対象事業実施区域の南東側約 300m の地点に位置 する。
- ・ベンチ、東屋、水道、トイレが設置されている。
- ・駐車場は無い。
- ・外周に緑地が設けられている。

#### 2. 予測結果の概要

# 予測結果(自然とのふれあいの場)

# ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行

・自然とのふれあいの場の利用環境の状況

建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標に 適合する結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。

#### 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害の状況

資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の主な走行ルート(市道幹2号の南側区間及び北側区間)は、現地調査結果によると、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと重なることから、交通手段の阻害による影響のおそれが考えられることから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測された。

- ① 資材運搬等の車両の主な走行ルートの交通量の増加割合は、0.6%と少ない。
- ② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。
- ③ 工事の実施に際して、対象事業実施区域周辺 地域において、道路の通行規制、新規道路の 整備、既存道路の付け替え(廃止)を行う計 画はない。

④ 自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域 から約 200m 以上離れており、直接的な影響 を及ぼすような計画はない。

#### <存在・供用時>

#### 〇施設の存在

・自然とのふれあいの場の利用環境の状況

施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭及び土壌の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。

施設の存在に伴う動物、植物、生態系、眺望景 観、日照及び電波障害の将来予測結果は、環境保 全目標との整合が図られる結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。

# 評価結果(自然とのふれあいの場)

#### <工事中、存在・供用時>

#### ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・関連要素における「環境の保全に関する配慮 方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利 用を妨げないようにするとともに、周辺環境 との調和に十分配慮した工事計画の策定、実 施に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然 とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運 行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走 行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用 を妨げないよう教育する。

#### 1 影響の回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する 配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれ あいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害 への影響は小さいものに抑えられると考えられる ことから、実行可能な範囲内でできる限り低減さ れると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

# ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
自然との	「自然とのふれあいの場の利用
ふれあいの場	に支障を及ぼさないこと」

#### <存在・供用時>

#### 〇施設の存在・施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・関連要素における「環境の保全に関する配慮 方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利 用を妨げないようにするとともに、周辺環境 との調和に十分配慮した施設運営に努める。
- ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然と のふれあいの場の利用を妨げないよう、収集 ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行 を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を 妨げないよう指導する。

#### 1 影響の回避・低減の観点

施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

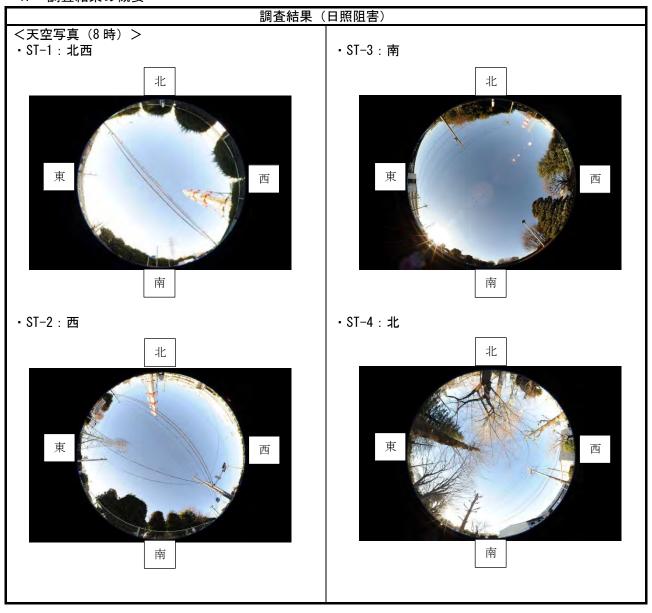
#### 2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれ あいの場の利用環境への影響は小さいと予測され ることから、環境保全目標との整合が図られてい ると評価した。

項目	環境保全目標		
自然との	「自然とのふれあいの場の利用		
ふれあいの場	に支障を及ぼさないこと」		

# 8-11 日照阻害

# 1. 調査結果の概要



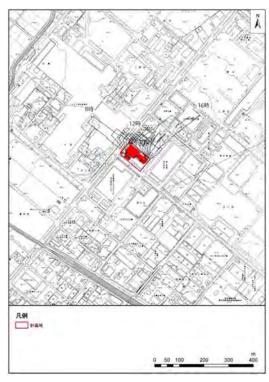
# 2. 予測結果の概要

# 予測結果 (日照阻害)

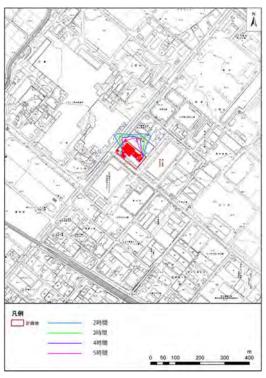
# <存在・供用時>

# 〇施設の存在

施設の存在に伴う日照阻害は、5時間等時間日影線が北側に隣接する工場にかかると予測された。



時刻別日影時



等時間日影時

# 3. 評価結果の概要

# <存在・供用時>

# 〇施設の存在

# 環境の保全に関する配慮方針

- ・日影による影響が、可能な範囲で低減される よう、建物の高さ及び排気筒の配置等に配慮 した施設計画とする。
- ・敷地境界近辺の植栽については、日影による 周辺住宅等への影響が生じないよう配慮し て、緑化計画(施設計画)を検討する。

# 1 影響の回避・低減の観点

施設の存在にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、日照阻害への影響は低減されると考えられる。

以上により、施設の存在に伴う日照阻害の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると 評価した。

# 評価結果(日照阻害)

#### 2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在に伴う日照阻害は、5 時間等時間日影線が北側に隣接する工場にかかることとなるが、この部分は駐車場、工場棟であり生活環境への大きな影響はないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
日照阻害	「周辺地域の日照が著しく阻害さ れるおそれがないこと」

# 8-12 電波障害

#### 1. 調査結果の概要

1. 网鱼帕木		,:	<b>工小味</b>	
	調査結果	(ˈi	電波障害)	
<電波の発信状況>				
〇地上デジタル			〇衛星放送	
送信局	放送局名		送信局	衛星放送の名称
児玉局	NHK 総合、NHK 教育		BS 放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、
前橋局	NHK 総合、NHK 教育		DS //X/Z	JCSAT-110R
東京スカイツリー	NHK 総合、NHK 教育		CS 放送	N-SAT-110、 JCSAT-3A、 JCSAT-4B

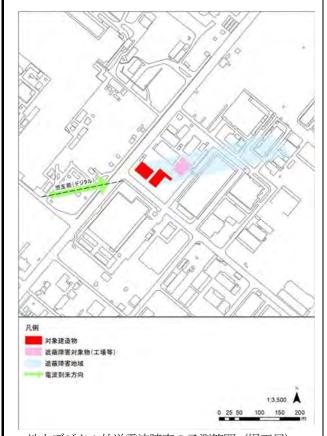
# 2. 予測結果の概要

# 予測結果(電波障害(1))

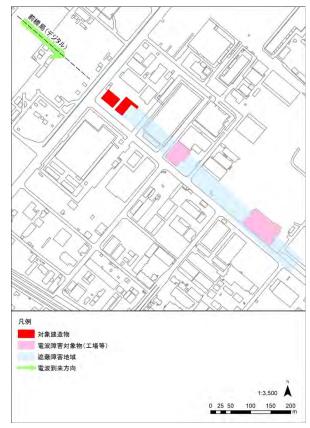
# <存在・供用時>

# ○施設の存在

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下図に示す。



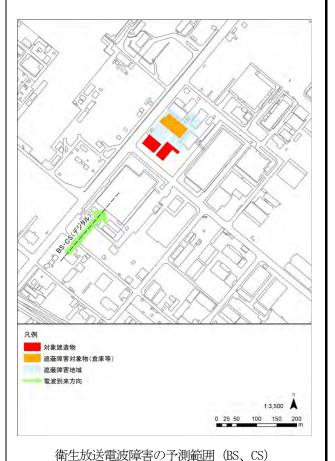
地上デジタル放送電波障害の予測範囲(児玉局)



地上デジタル放送電波障害の予測範囲(前橋局)

# 予測結果(電波障害(2)) A例 対象建造物 過級障害地域 電波到来方向 1.3.500 ▲ 0.25 50 190 150 220

地上デジタル放送電波障害の予測範囲(スカイツリー局)



# 3. 評価結果の概要

# <存在・供用時>

# 〇施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び排気筒の高さ、配置等に配慮する。
- ・受信障害が発生し、本事業に起因する障害で あることが明らかになった場合には、共同受 信施設設置など適切な対策を実施する。

# 1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

# 2 基準・目標等との整合の観点

評価結果 (電波障害)

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、工業団地内であり、住宅等の生活関連施設は存在しない。遮蔽障害の可能性がある工場棟に関しても、障害局とは異なる局にて受信しているため、正常に受信できると予測された。

以上により、周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

項目	環境保全目標
電波障害	「周辺地域の住民のテレビジョン 放送電波の受信に支障を及ぼさ ないようにする」

## 8-13 廃棄物等

## 1. 予測結果の概要

## 予測結果 (廃棄物等)

## <工事中>

## 〇造成等の工事(廃棄物)

工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下 表に示すとおりである。

なお、自社が持つ廃棄物処理のネットワークを 活用して資源化技術の最新動向を把握し、可能な 範囲での導入を行い、最終処分量の低減に努める ことにより、下記のリサイクル率を予測した。

#### 廃棄物の排出量

廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率
アスファルト	69	99%以上
コンクリート塊	900	99%以上
ガラスくず・陶器くず	350	90%以上
廃プラスチック	105	90%以上
金属くず	100	99%以上
木くず (建設発生木材)	208	99%以上
建設混合廃棄物	348	75%以上
石膏ボード	10	_

#### 〇造成等の工事 (残土)

掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」(平成14年埼玉県条例第64号)に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。

## 残土量

 $(m^3)$ 

掘削発生土量	後生土量 場内利用土量 場外:	
14, 000	6,000	8,000

## <存在・供用時>

#### 〇施設の稼働

施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、下表に示すとおりである。

なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。

## 廃棄物等の年間排出量

(t/年)

廃棄物 の種類	排出量	処分方法
焼却灰	5, 584	再資源化又は管理型最終処分
飛灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分
合 計	10, 405	

## 2. 評価結果の概要

## 評価結果(廃棄物等)

#### <工事中>

#### 〇造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資 源化の向上に努める。
- ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法 令等を遵守して、適正な処理・処分を実施す る。

## 1 影響の回避・低減の観点

廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び 再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り 低減されると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると 予測されており、環境保全目標との整合が図られ ているものと評価した。

なお、残土については、可能な範囲で場内利用 し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用す る計画である。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
廃棄物等	「建設リサイクル推進計画 2020」 に示されている再資源率等の目標 を満足すること

#### <存在・供用時>

#### 〇施設の稼働

#### 環境保全措置

- ・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の 上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ・施設では処理できない処理不適物(資源化不 適物)は、関係法令等を遵守して、埋め立て 処分等適正に処理を行う。
- ・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施した のち、最終処分場で処分を基にして、資源化 技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方 法を検討する。

#### 1 影響の回避・低減の観点

施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん(飛灰)として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。

以上により、施設の稼働に伴う廃棄物(流動媒体及び飛灰)の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

#### 2 基準・目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

## ◇環境保全目標

項目	環境保全目標		
廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り 抑制すること」		

## 8-14 温室効果ガス等

### 1. 予測結果の概要

## 予測結果(温室効果ガス等)

#### <工事中>

#### ○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行

建設機械の稼働に伴う工事期間中の温室効果ガスの総排出量は、937t-CO<sub>2</sub>と予測された。

資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの 工事期間中における総排出量は、282t-CO<sub>2</sub>と予測 された。

## <存在・供用時>

#### 〇施設の稼働

施設の稼働に伴う年間の温室効果ガス総排出量は、89,068t- $CO_2$ /年、削減量は11,227t- $CO_2$ /年と予測された。

#### 〇廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴う年間の温室効果 ガスの総排出量は、2,645t-CO<sub>2</sub>と予測された。

## 2. 評価結果の概要

## 評価結果 (温室効果ガス等(1))

#### <工事中>

## 〇建設機械の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。
- ・建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制す る。
- ・建設機械に使用する燃料は、適正な品質のも のを使用する。等

## ○資材運搬等の車両の走行

## 環境の保全に関する配慮方針

- ・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。
- ・資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。
- ・ 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等

#### 1 影響の回避・低減の観点

#### ○建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

## ○資材運搬等の車両の走行

資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室 効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の走行に 関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施 し、排出量の削減に努めることにより、温室効果 ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低 減されると評価した。

## 2 基準・目標等との整合の観点

#### 〇建設機械の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「建設業の環境自主行動計画第7版」の CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標

## ○資材運搬等の車両の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等により「建設業の 環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「建設業の環境自主行動計画第7版」の CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標

#### 評価結果(温室効果ガス等(2))

#### <存在・供用時>

#### ○施設の稼働

## 環境の保全に関する配慮方針

- ・できる限り高効率の廃棄物発電を設置する 等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・省エネルギー設備の導入について検討する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。等

## 〇廃棄物運搬車両等の走行

## 環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・ 整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、 適正な走行に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップ の義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制 する。

## 1 影響の回避・低減の観点

#### 〇施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

## 〇廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室 効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の運転時 の配慮等により、排出量の削減に努めることか ら、実行可能な範囲内でできる限り低減されると 評価した。

## 2 基準・目標等との整合の観点 〇施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行うことにより、「埼玉県地球温暖化対策実行計画 (第2期)」の事業者の役割等に寄与する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

#### ◇環境保全日標

▽ 塚 児 休 王 口 1	<b>水</b>
項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の建築主が講ずるよう努めなければならない措置

## 〇廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等を行うなど、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割等に寄与する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

## ◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の 建築主が講ずるよう努めなければならない措置

## 第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。

## 第10章 事後調査の計画

## 10-1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 10-1-1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、対象事業実施区域の周辺は工業団地となることから、事後調査を実施する項目の選定については、生活環境への影響を中心に検討した。

表 10-1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	0
	存在・供用時	施設の稼働	0
		廃棄物運搬車両等の走行	0
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	0
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	0
振動	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	0
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	0
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	×
土壌	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
動物	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	×
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	X
生態系	工事中	建設機械の稼働	X
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	X
景観	存在・供用時	施設の存在	0
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	X
		資材運搬等の車両の走行	X
	存在・供用時	施設の存在	×
		施設の稼働	X
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	×
電波障害	存在・供用時	施設の存在	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	×
•		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	廃棄物運搬車両等の走行	×

注)「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

# 10-2 事後調査の調査地点

事後調査を実施する大気質、騒音、振動、景観の調査地点は、図 10-2-1(1)  $\sim$ 図 10-2-1(7) に示すとおりである。

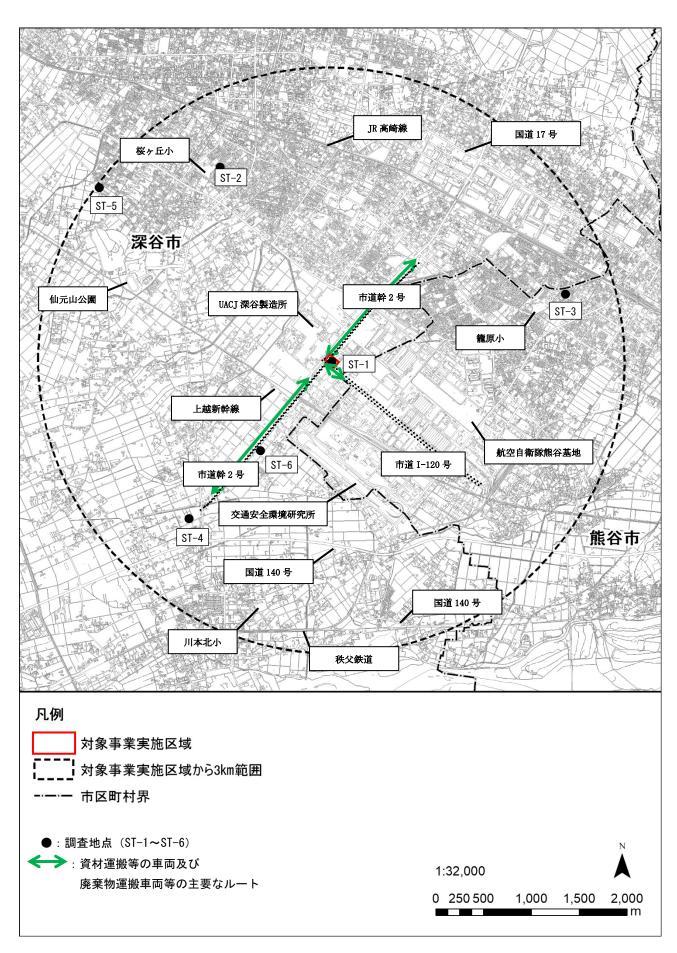


図 10-2-1(1) 大気質の調査地点(環境大気、沿道大気、交通量等、気象の状況)

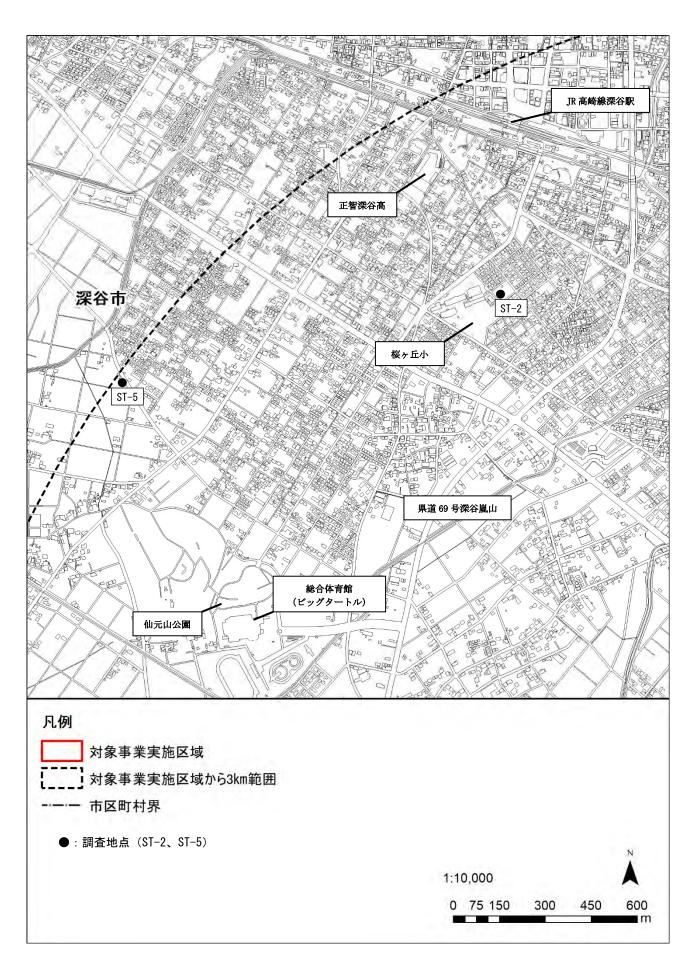


図 10-2-1(2) 大気質の調査地点 (環境大気)

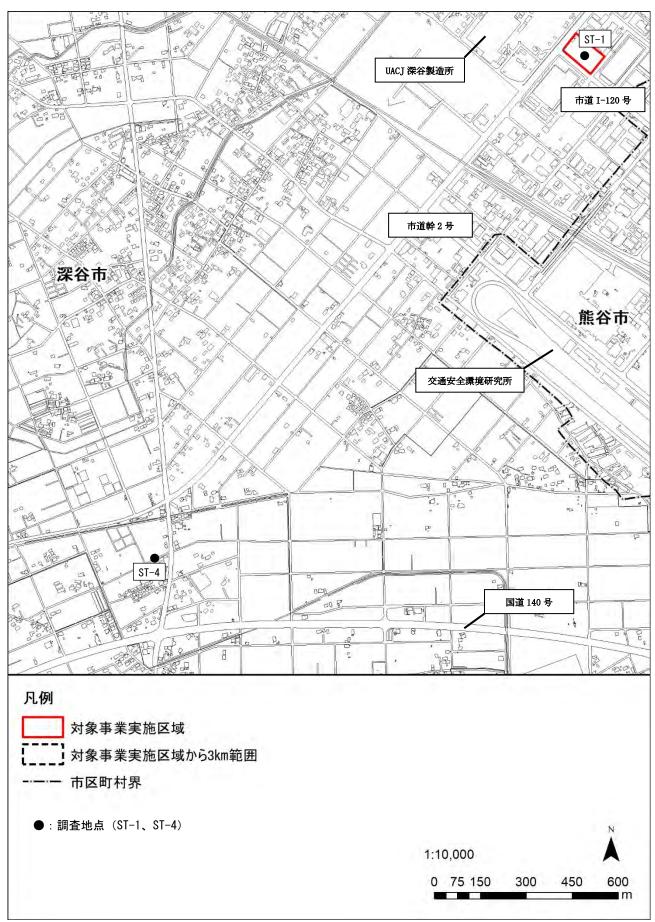


図 10-2-1(3) 大気質の調査地点(環境大気)

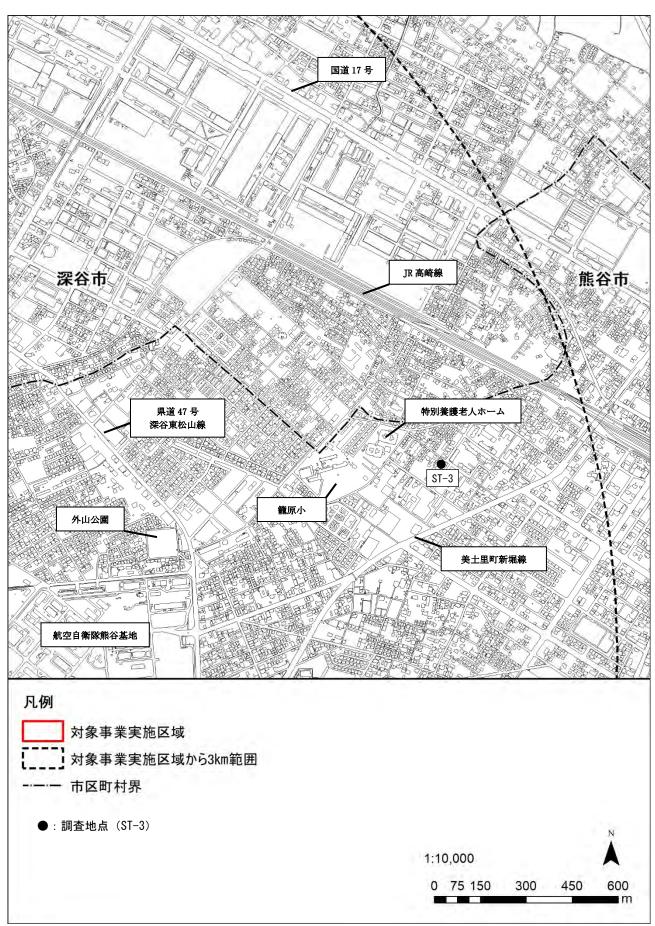


図 10-2-1(4) 大気質の調査地点(環境大気)

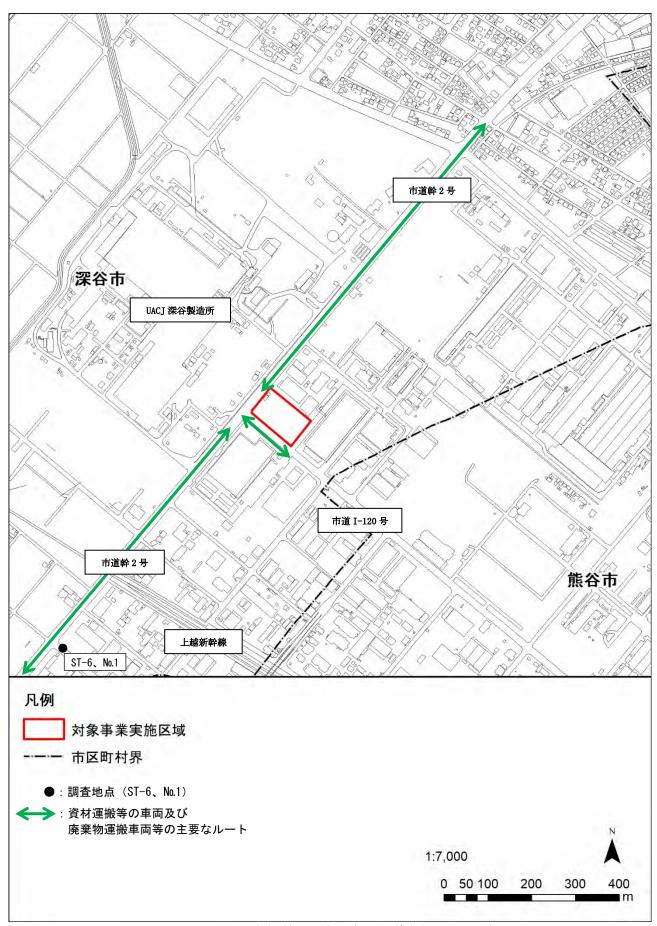


図 10-2-1(5) 大気質の調査地点(沿道大気、交通量)

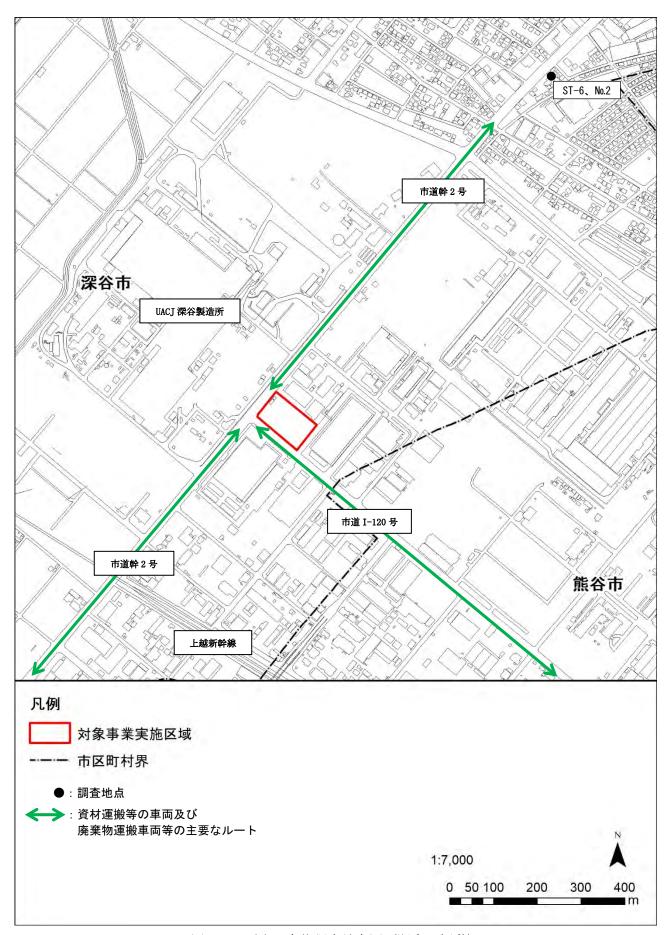


図 10-2-1(6) 事後調査地点図 (騒音、振動)

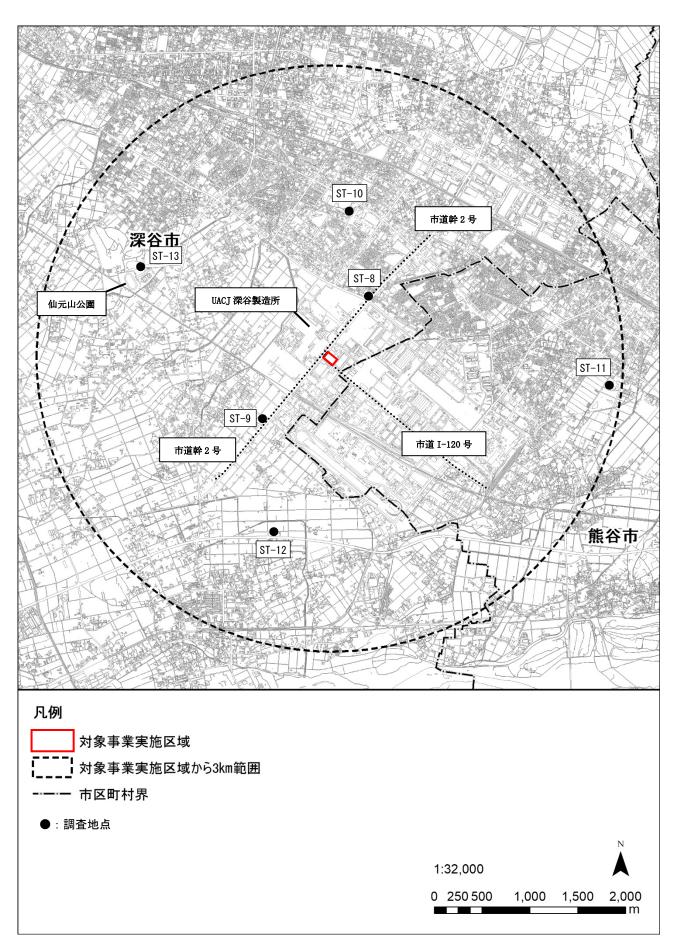


図 10-2-1(7) 事後調査地点図 (景観)

## 10-3 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 10-3-1 に示す。

表 10-3-1 事後調査の工程

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年
	既存建物解体		•				
工	土工事		<b></b>				
事	建築工事				<b></b>		
	プラント工事				<b></b>		
施設供	<b>共用</b>						
	大気質【工事中】	_	工事車両の規	E行ピーク時:7	7 日間		
	【存在・供用時】					施設完成征	後:7日間
	騒音 【工事中】		工事車両の走行	テピーク時 : 平日	7 時~19 時		
事後調査	【存在・供用時】				施設完成	後:平日・休日	7 時~19 時
	振動 【工事中】		l 二事車両の走行 l 	<del> </del> ピーク時:平日 	7 時~19 時		
	【存在・供用時】				施設完成	後:平日・休日	7 時~19 時
	景観 【存在・供用時】					施設稼働後	: 1 🗆

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

## 10-4 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である株式会社シタラ興産が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

## 10-5 事後調査の実施体制

## 10-5-1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中と施設の稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 10-5-1 に示す予定とする。

表 10-5-1 事後調査書の提出時期(予定)

工事中	工事期間の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和7年度末を目安
	とする。
存在・供用時	施設稼働の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 10 年度末を目安
	とする。

## 10-5-2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である株式会社シタラ興産が実施する。

## 第 11 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和4年4月、株式会社シタラ興産)に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び8条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見が2通提出された。その意見の概要は表11-1(1)~表11-1(3)に示すとおりである。

表 11-1(1) 意見の概要

<b>公Ⅱ 1(Ⅱ) 応川*/例</b> 女			
項目	項	意見の概要	
事業計画全般	_	この地区は産廃業者が集中している。設楽さんの現状の処理が今度 の工場ができることにより何倍になるのか疑問を持った。一つの地域 に集中するのはよくない。今度の工場をさらに増設あるいは近隣にさ らに作っていくことはないのか。将来に心配がある。	
説明会資料	_	ページ3~4 長期平均濃度の基準値と短期高濃度予測の基準値の値が相違するが、何故なのか?基準は一定ではないのか?基準値の法的根拠を示してください。 騒音の基準等が85となっているが、単位はなにか?「85」は非常に大きな騒音であると思うが、こんな高い値の騒音の基準があるのか?「85」の法的根拠を示してください。	
	_	ページ6 臭気の基準等の単位はなにか?法的根拠を示してください。	
	_	ページ9 焼却灰・飛灰 10,405t/年発生すると記載されているが、年間において焼却処分する廃棄物量はどのくらいになるのか? 温室効果ガス等の排出量 89,068t とあるが、これは年間か、日間か?	
	_	説明会場において代表取締役設楽竜也氏から、「・・・ふたりの子供をかかえている。当施設が迷惑施設とならないように 100 億円かけて対応して行きたい・・・」との発言がありました。100 億円は、公害防止・環境保全のみに投資する金額なのでしょうか?	
	_	41.5mの煙突から排出される物質の最大着地濃度出現距離は、約800mとのことでしたが、算出根拠となる計算書をお示しください。 排ガス温度、排ガス流量、有効煙突高等初心者にも理解できるよう 御配慮下さい。	
	_	「レガリア」の意味をお知らせ下さい。	

表 11-1(2) 意見の概要

項目	項	表 11-1(2) 息見の概要 
	快	
事業計画全般	序章	<ul> <li>(1) 焼却処理する廃棄物として、「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず」とあるが焼却可能か?</li> <li>(2) 「汚泥」の発生業種は?</li> <li>(3) 「感染性廃棄物」の具体的物品名は何か?</li> <li>(4) 「廃油」の発生業種は?</li> <li>(5) 「廃酸」の発生業種は?</li> <li>(6) 「廃アルカリ」の発生業種は?</li> <li>(7) 「がれき類」の発生業種は?「がれき類」の発生場所については、福島原発事故関連の物を含むのか?</li> <li>(8) 「燃え殻」の発生業種は?</li> </ul>
	序章	序-5ページ 「・・・環境負荷低減に向け、排ガスの処理を見直したため・・・」 とあるが見直し後の「湿り排ガス量」が増加してしまうのでは「環境 負荷削減」にならないのではないか?
	序章	序-7 ページ 変更後のフロー図において「燃え殻と流動媒体の2系列」で埋立する フローとなっているが、「燃え殻と流動媒体」は炉内で分離できるの か?
	序章	序-10 ページ 排出濃度、硫黄酸化物、諸元 164ppm の濃度が、k値 17.5 の規制基準を満たしている根拠をお示し下さい。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、塩化水素、諸元 200mg/N ㎡だった値が、変更後の内容で は諸元 56mg/N ㎡となっているが、どうしてなのか?
	序章	序-10 ページ 排出濃度、ダイオキシン類、ばいじん及び水銀の諸元が、それぞれ 0.1、0.04 及び30 となっているが、これらは、規制基準と同一の数値 となっている。「・・・周辺への環境負荷低減に向け・・・」というこ となら、排出基準値目いっぱいの諸元では問題があると考えます。再 検討をお願いします。
対象事業の概要	2-2	2-13 ページ表 2-2-5 焼却物の組成中 (1) 廃油(特菅物)の発生業種は?放射性物質を含む廃油か? (2) 廃酸(特菅物)の発生業種は?放射性物質を含む廃酸か? (3) 廃アルカリ(特菅物)の発生業種は?放射性物質を含む廃アルカリか? (4) 表には18種類の対象廃棄物が記載されているが、福島原発をはじめとする原子力発電所関連の廃棄物も搬入・焼却処理される予定があるのか?
知事意見に対す る事業者の見解	7-2	7-2 ページ番号エ 排ガスに含まれる「臭気」の処理はどのようになっているのですか?
	7-2	7-2 ページ番号キ 「・・・。発電した電力は、・・・、地域に貢献したいと・・・」と ありますが、どのような貢献をしていただけるのですか?
	7-2	7-2 ページ番号キ 「災害廃棄物について市と協議しています。」とあるが、熊谷市と も協議しているのか?

表 11-1(3) 意見の概要

項目	項	意見の概要	
温室効果ガス等	9-14	9-14-11 ページ 「表 9-14-12 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数」について ①活動区分「発電」の活動量が、「廃油」と記載されているが、この欄 は数量を記載するのでは? ②発電は、廃油を焼却処理する時のみ実施するという理解でよいの か?	
事業全体について	_	貴社が所在する御稜威ケ原工業団地周辺は、約24年前の環境庁(当時)のダイオキシン類全国一斉調査により、ワースト2の汚染地域でした。その原因は、廃棄物焼却炉をはじめとする焼却・燃焼施設の負債が多いため、各施設が規制基準を満足しても周辺のダイオキシン製の濃度が高くなってしまうとのことであったと記憶しています。風口にあたる我々としては、またダイオキシン問題が発生するのではとの危惧を抱いております。	
		御稜威ケ原工業団地(熊谷工業団地)のダイオキシン類汚染問題が発生した当時、セメント製造会社の煙突の高さが、今回貴社が計画している煙突の高さと同じくらいであったと思います。当時は、セメント焼却臭を強く感じていたことを思い出しました。貴社が計画している煙突の高さでは、三尻地区、籠原地区及び大麻生地区について、また廃棄物焼却臭が強くなるのではないかと推測し、憂慮します。	
	_	焼却臭・焦げ臭について 御稜威ケ原工業団地の風下側に自宅があるため、天候、風向等の状況により、現在においても、焦げ臭?等の臭気を感知することがあります。今後は、今まで以上に気を付けていこうと思っています。	
	_	2020年11月6日「2050年までに脱炭素社会を実施」、また、2021年4月22日「2030年までに温室効果ガスの目標を2013年度比46%削減」を菅総理大臣が表明しています。今回の貴社の計画は、国の上記表明と相容れない計画だと思います。貴社の計画(焼却)の再検討を願っています。	
	_	バグフィルターによる排ガス処理設備については、バグのメンテナンス、バグの交換等稼働休止の時間が多くあると聞いております。排ガス処理設備については、周辺環境保全のためダブルで整備する必要があるのではないかと考えます。検討を依頼します。	
	_	排ガス量、排ガス温度、排ガス吐出速度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン類濃度及び水銀濃度について排ガスの常時監視自動測定装置(記録計装備のもの)の設置が必要であると考えます。検討を依頼します。	

## 第12章 準備書についての知事の意見

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和4年4月、株式会社シタラ興産) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

#### 12-1 全般的事項

- ア 国が 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを 目指すことを宣言している中で、本施設は 2050 年近くまで稼働すると想定されることから、 施設稼働方法の検討などにより環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。
- イ 発電以外についても、廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。
- ウ 分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。
- エ 建設施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- オ 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の観点から、PM2.5 に対しても効果的なろ布や同じく PM2.5 も 測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。
- カ 集中豪雨の発生頻度が増えている状況を鑑み、油分や有害物質の流出対策など、供用後の持 続可能性を十分考慮した排水設備を導入すること。

## 12-2 騒音・低周波音

予測結果が環境保全目標を満足している場合であっても、事業による影響度合いが大きい項目や当該環境保全目標に近い値が予測されている項目が見受けられる。予測の不確実性を考慮し、施設の稼働により周辺環境に及ぼす影響を低減するよう努め、必要に応じて環境保全措置を追加すること

## 12-3 景観

- ア 距離の景観については、植栽の伐採により、現在示されているイメージと異なる予測となる 部分があるため、予測イメージを実際の植栽の予定に合わせて訂正し、必要であれば環境保全 措置を追加すること。
- イ 植栽にあたっては、沿道緑地との連続性を考慮した上で、できる限り沿道から建物が遮蔽で きるよう計画を検討すること。

## 12-4 廃棄物等

- ア 建設リサイクル推進計画に基づいて高い資源化率を設定しているが、県内の一般的な資源化率よりかなり高い目標と思われる。評価書において、当該目標を達成するための取組や方法について、丁寧に記載すること。
- イ 主灰、飛灰については、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討する こと。

## 第13章 第11章及び第12章の意見についての事業者の見解

## 13-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第 11 章で示した"環境の保全の見地からの意見"に対する事業者の見解は、表 13-1-1(1)~表 13-1-1(4)に示すとおりである。

表 13-1-1(1) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
事業計画 全般	_	この地区は産廃業者が集中している。 設楽さんの現状の処理が今度の工場ができることにより何倍になるのか疑問を持った。一つの地域に集中するのはよくない。今度の工場をさらに増設あるいは近隣にさらに作っていくことはないのか。 将来に心配がある。	弊社の受入数量としては、今回の施設ができることにより、内製化の分を含め受入量は現状の2倍位に推移する予定です。 弊社といたしましては、地域に根付いた処理施設は必要と考えており、今後の社会情勢に応じて施設が増える可能性はあります。 その際には、一般廃棄物・産業廃棄物の環境基準を満たした廃棄物処理施設作りを目指してまいります。
説明会資料	_	ページ3~4 長期平均濃度の基準値と短期高濃度予測の基準値の値が相違するが、何故なのか?基準は一定ではないのか?基準値の法的根拠を示してください。 騒音の基準等が85となっているが、単位はなにか?「85」は非常に大きな騒音であると思うが、こんな高い値の騒音の基準があるのか?「85」の法的根拠を示してください。	大気質に関する長期平均濃度と短期高 濃度予測の基準値は、環境基本法に基づ く環境基準としています。 単位は dB (デシベル)となります。85 dB は騒音規制法に示される特定建設作 業騒音に係る規制基準となります。
	_	ページ6 臭気の基準等の単位はなにか?法的根 拠を示してください。	悪臭防止法に基づく臭気指数となります。単位はありません。
	_	ページ9 焼却灰・飛灰 10,405t/年発生すると記載されているが、年間において焼却処分する廃棄物量はどのくらいになるのか?温室効果ガス等の排出量 89,068t とあるが、これは年間か、日間か?	230t/日×330 日=75,900 t/年となります。 温室効果ガス排出量は年間となります。
	_	説明会場において代表取締役設楽竜也氏から、「・・・ふたりの子供をかかえている。当施設が迷惑施設とならないように100億円かけて対応して行きたい・・・」との発言がありました。100億円は、公害防止・環境保全のみに投資する金額なのでしょうか?	工場建設に係る銀行からの融資総額が 100億円となっております。 環境影響調査費用や産業廃棄物許可取得 費用、国の定めた基準値及び埼玉県条例 に適した施設作りに係る建設費用とプラ ント費用なっております。
	_	41.5mの煙突から排出される物質の最大着地濃度出現距離は、約800mとのことでしたが、算出根拠となる計算書をお示しください。 排ガス温度、排ガス流量、有効煙突高等初心者にも理解できるよう御配慮下さい。	大気質を含め、各予測の手法は準備書に記載しております。 排ガス温度、排ガス流量により排ガスが上る高さが有効煙突高さとなります。 そこから、風向・風速等の各種条件により拡散の計算を行います。これらの計算を1年間の気象条件すべてに対して行い、各予測結果を合計して最も濃度が高くなる地点が最大着地濃度出現地点となります。予測手法、計算式、設定条件等は準備書 P9-1-62~P9-1-82 に記載がございます。

表 13-1-1(2) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
説明会資料	_	「レガリア」の意味をお知らせ下さい。	象徴を意味しており、日本では三種の神器の事を指しております。 弊社では、選別・破砕・焼却と考えております。
事業計画全般	序章	序-5ページ (1) 焼却処理する廃棄物として、「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず」とあるが焼却可能か? (2)「汚泥」の発生業種は? (3)「感染性廃棄物」の具体的物品名は何か? (4)「廃油」の発生業種は? (5)「廃酸」の発生業種は? (6)「廃アルカリ」の発生業種は? (7)「がれき類」の発生業種は?「がれき類」の発生場所については、福島原発事故関連の物を含むのか? (8)「燃え殻」の発生業種は?	金属・ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずに関しては、その品目単品ではなく付着している物や缶詰等の容器を想定しております。 弊社で取り扱う品目に関しては、廃棄物が発生するすべての業種が対象となります。 国の指定している指定廃棄物に関しては、現状受け入れる予定はありません。
	序章	序-5ページ 「・・・環境負荷低減に向け、排ガスの 処理を見直したため・・・」とあるが見 直し後の「湿り排ガス量」が増加してし まうのでは「環境負荷削減」にならない のではないか?	排ガス中の有害物質の排出基準値を見直した結果、使用する薬剤の噴霧量が増加したため、噴霧に使用する空気も増加しており、その分排ガス量が増加しています。排ガス量は微増していますが、排ガス中の有害物質量は減少していますので十分に環境負荷の低減になると考えます。
	序章	序-7ページ 変更後のフロー図において「燃え殻と流動媒体の2系列」で埋立するフローとなっているが、「燃え殻と流動媒体」は炉内で分離できるのか?	焼却炉下部から排出された燃え殻を含む 流動媒体は振動ふるいで燃え殻と流動媒 体に分離されます。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、硫黄酸化物、諸元 164ppm の 濃度が、k値 17.5 の規制基準を満たして いる根拠をお示し下さい。	大気汚染防止法に示される計算式により 算出した結果となります。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、塩化水素、諸元 200mg/N ㎡ だった値が、変更後の内容では諸元 56mg/N ㎡となっているが、どうしてなの か?	大気質予測の中でどのような気象条件でも環境基準を満足する為に、排ガス処理を見直した結果 56mg/N ㎡へ変更させていただきました。
	序章	序-10ページ 排出濃度、ダイオキシン類、ばいじん 及び水銀の諸元が、それぞれ 0.1、0.04 及び 30 となっているが、これらは、規制 基準と同一の数値となっている。「・・・ 周辺への環境負荷低減に向け・・・」と いうことなら、排出基準値目いっぱいの 諸元では問題があると考えます。再検討 をお願いします。	予測においては、現状で考えられる最も高い濃度で予測を行っており、その結果環境基準等を達成する結果となっています。 施設の運用にあたっては、排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図ってまいります。

表 13-1-1(3) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

		13-1-1(3) 環境の保全の見地からの怠見	1
項目	項	意見の概要	事業者の見解
対象事業の概要	2-2	2-13ページ 表 2-2-5 焼却物の組成中 (1) 廃油 (特菅物) の発生業種は?放射性物質を含む廃油か? (2) 廃酸 (特菅物) の発生業種は?放射性物質を含む廃酸か? (3)廃アルカリ(特菅物) の発生業種は?放射性物質を含む廃アルカリか? (4) 表には 18 種類の対象廃棄物が記載されているが、福島原発をはじめとする原子力発電所関連の廃棄物も搬入・焼却処理される予定があるのか?	弊社で取り扱う品目に関しては、廃棄物が発生するすべての業種が対象となります。 国の指定している指定廃棄物に関しては、現状受け入れる予定はありません。
知事意見 に対する 事業者の 見解	7-2	7-2 ページ番号エ 排ガスに含まれる「臭気」の処理はどの ようになっているのですか?	受入ごみピットや汚泥ホッパ室内で発生 した臭気は燃焼空気として焼却炉に取り 込み、炉内で完全燃焼させることにより 廃棄物由来の臭気を除去しています。
	7–2	7-2 ページ番号キ 「・・・。発電した電力は、・・・、地域に貢献したいと・・・」とありますが、 どのような貢献をしていただけるのですか?	発電した電力に関しては、深谷市にある 電力供給会社様へ売電予定となっており ます。地域の電力として使用していただ けるように努力してまいります。
	7–2	7-2 ページ番号キ 「災害廃棄物について市と協議してい ます。」とあるが、熊谷市とも協議してい るのか?	弊社施設の設置が深谷市になりますので深谷市の担当者の方と打ち合わせを行っております。まだ、施設がありませんので口頭での打ち合わせとなっております。 施設の許認可が埼玉県より下りましたら詳細な協議を両市と進めてまいります。
温室効果ガス等	9-14	9-14-11 ページ 「表 9-14-12 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数」について ①活動区分「発電」の活動量が、「廃油」と記載されているが、この欄は数量を記載するのでは? ②発電は、廃油を焼却処理する時のみ実施するという理解でよいのか?	25,344,000 (kWh/年) と記載すべき部分の誤りでした。 評価書にて修正させていただきます。大変失礼いたしました。
事業全体について	_	貴社が所在する御稜威ケ原工業団地周辺は、約24年前の環境庁(当時)のダイオキシン類全国一斉調査により、ワースト2の汚染地域でした。その原因は、廃棄物焼却炉をはじめとする焼却・燃焼施設の集積が多いため、各施設が規制基準を満足しても周辺のダイオキシン類のたとしては、またダイオキシン問題が発生するのではとの危惧を抱いております。	排出ガスにおけるダイオキシン類の予測結果は、環境基準を下回っております。また、施設の運用にあたっては、排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図ってまいります。 様々な問題が起きないよう細心の注意を払い施設運営をしてまいります。

表 13-1-1(4) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	13-1-1(4) 環境の保生の見地がらの息見 意見の概要	事業者の見解
事業全体について	_	御稜威ケ原工業団地(熊谷工業団地)の ダイオキシン類汚染問題が発生した当 時、セメント製造会社の煙突の高さとしている煙突の高さとといであったと思います。当時は セメント焼却臭を強く感じていたことを 思い出しました。貴社が計画している煙 突の高さでは、三尻地区、籠原地区及び 大麻生地区について、また廃棄物焼却 が強くなるのではないかと推測し、憂慮 します。	排気筒より排出されるガスは、高温で燃焼されたうえで、空気中で約17,000 倍に希釈されるため、影響は極めて小さいと予測しております。また、適正な運転管理を行ってまいります。
	_	焼却臭・焦げ臭について 御稜威ケ原工業団地の風下側に自宅が あるため、天候、風向等の状況により、 現在においても、焦げ臭?等の臭気を感 知することがあります。今後は、今まで 以上に気を付けていこうと思っていま す。	上記と同様になりますが、排気筒より排出されるガスは、高温で燃焼されたうえで、空気中で約17,000倍に希釈されるため、影響は極めて小さいと予測しております。 また、適正な運転管理を行ってまいります。
	_	2020年11月6日「2050年までに脱炭素社会を実施」、また、2021年4月22日「2030年までに温室効果ガスの目標を2013年度比46%削減」を菅総理大臣が表明しています。今回の貴社の計画は、国の上記表明と相容れない計画だと思います。貴社の計画(焼却)の再検討を願っています。	弊社の施設では単純に廃棄物を燃やすのではなく、不用品又はリサイクルがこれ以上出来ない廃棄物を燃やす事でエネルギーを抽出し、施設稼働の為の電力を自社でまかない、余剰電力を売電していく設備となっております。 これまで単純に焼却されていた廃棄物から電力を生み出すことは、左記の表明に寄与するものと考えています。
		バグフィルターによる排ガス処理設備については、バグのメンテナンス、バグの交換等稼働休止の時間が多くあると聞いております。排ガス処理設備については、周辺環境保全のためダブルで整備する必要があるのではないかと考えます。検討を依頼します。	弊社のバグフィルターは頂部がペントハウス構造となっているので整備時に外部を開放する必要がなく、ペントハウス内部で整備が出来るようになっています。そのため、外部で整備作業が可能です。となく短期間で整備作業が対ス中ばいじんが電度等の管理を行い、適切にメンテナンスを計画することでバグフィルターをダブスを計画間を最小限にすることが可能です。 従いまして、バグフィルターをダブルにすることは必要ないと考えております。
	_	排ガス量、排ガス温度、排ガス吐出速度、 硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばい じん濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン 類濃度及び水銀濃度について排ガスの常 時監視自動測定装置(記録計装備のもの) の設置が必要であると考えます。検討を 依頼します。	排ガス流量、排ガス温度、硫黄酸化物 濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、 塩化水素濃度、一酸化炭素濃度について 分析計を設置し連続監視を行います。 ダイオキシン類に関しては現時点で連 続測定を行う技術が確立していないた め、通常時は一酸化炭素濃度を指標にし て監視を行い、ダイオキシン類自体は法 令に基づいた頻度にて排ガスをサンプリ ングし分析を行います。 また、水銀濃度に関しても法令で定めら れた頻度にて排ガスをサンプリングし分 析を行います。

## 13-2 知事意見に対する事業者の見解

第 12 章で示した"知事意見"に対する事業者の見解は、表 13-2-1(1)~表 13-2-1(2)に示すとおりである。

表 13-2-1 (1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
1 全角	<b>设的事項</b>	
r	国が 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、本施設は 2050 年近くまで稼働すると想定されることから、施設稼働方法の検討などにより環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。	施設には高効率な発電設備や省エネ機器を可能な限り選定するとともに、運用においても省エネを心掛け、温室効果ガスの削減に最大限努めて参ります。
7	発電以外についても、廃熱のカスケード 利用等の熱エネルギーの高効率利用につ いて検討すること。	発電以外の廃熱利用については、今後検討を重ねてまいります。
ウ	分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。	本施設で発電した電力は、地域の電力会社への送電を予定しております。また、災害時等には、災害廃棄物の受け入れができるよう市との協議を進めていることから、災害時には災害廃棄物の処理と地域発電を同時に行う事業計画を検討しています。
工	建設施設及び設備について、環境保全対 策に関する最善技術の導入を検討し、環境 負荷の低減に努めること。	建設施設及び設備については、環境保全対策に関する 最善技術の導入を可能な限り検討し、環境負荷の低減 に努めて参ります。
オ	微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の観点から、PM2.5 に対しても効果的なろ布や同じく PM2.5 も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。	微小粒子状物質 (PM2.5) については、PM2.5 に効果的なろ布の選定を行います。 PM2.5 に関してはバグフィルタの後段に 0.3μm以上の粒子が測定可能なばいじん計を設置することでろ布の性能に問題がないことを確認します。
力	集中豪雨の発生頻度が増えている状況 を鑑み、油分や有害物質の流出対策など、 供用後の持続可能性を十分考慮した排水 設備を導入すること。	廃棄物は建屋内に保管し流出を防止するとともに、 敷地境界付近に雨水用の側溝及び溜桝を設置して内 部からの流出及び外部からの流入を防止する計画と しています。
2 騒音	音・低周波音	
あ 当 ぎ 見 親 の 努 き 。	結果が環境保全目標を満足している場合でも、事業による影響度合いが大きい項目や境保全目標に近い値が予測されている項目けられる。予測の不確実性を考慮し、施設により周辺環境に及ぼす影響を低減するよ、必要に応じて環境保全措置を追加するこ	施設の運用においては、周辺環境への配慮を最大限 に行い、環境負荷の低減に努めて参ります。また、必 要に応じて追加の環境保全措置を検討します。
3 景額		Secretary Fig
ア	近距離の景観については、植栽の伐採により、現在示されているイメージと異なる 予測となる部分があるため、予測イメージ を実際の植栽の予定に合わせて訂正し、必 要であれば環境保全措置を追加すること。	近距離の景観について、既存植栽の伐採を考慮した 予測を行い、予測イメージを訂正しました。 緑地については、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例」に基づく県との協議結果により、必要な緑地を 設置します。
イ	植栽にあたっては、沿道緑地との連続性を考慮した上で、できる限り沿道から建物が遮蔽できるよう計画を検討すること。	植栽にあたっても、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく県との協議結果により、緑地の設置を行います。可能な範囲での植栽を検討しますが、埼玉県景観計画に基づき、色彩の制限基準を順守する等により景観配慮を行います。

表 13-2-1 (2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
4 廃	棄物等	
ア	建設リサイクル推進計画に基づいて高い資源化率を設定しているが、県内の一般的な資源化率よりかなり高い目標と思われる。評価書において、当該目標を達成するための取組や方法について、丁寧に記載すること。	国の建設リサイクル推進計画に準拠することを再優先に考え、目標を設定しました。 目標達成のためには、自社の施設を用いた徹底的な分別を行います。また、再利用・再資源化できない廃棄物は、可能な限りサーマルリサイクルを行い、リサイクル率を高めます。
イ	主灰、飛灰については、資源化技術の動 向等を考慮しながら、最終処分量の低減を 検討すること。	自社が持つ廃棄物処理のネットワークを活用して 資源化技術の最新動向を把握し、可能な範囲での導入 を行い、最終処分量の低減に努めて参ります。